

平成23年 第18回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年11月10日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成23年11月10日

東京都教育委員会第18回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第271号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 平成26年度全国高等学校総合体育大会における女子サッカーの開催について
- (2) 平成26年度全国高等学校総合体育大会 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案入選作品の決定について
- (3) 高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3・11を忘れない～」について
- (4) 平成24年度教育庁所管事業予算見積について

| | |
|------|---------|
| 委員 長 | 木 村 孟 |
| 委 員 | 内 館 牧 子 |
| 委 員 | 竹 花 豊 |
| 委 員 | 瀬 古 利 彦 |
| 委 員 | 川 淵 三 郎 |
| 委 員 | 大 原 正 行 |

| | | |
|----------|--------------|---------|
| 事務局（説明員） | 教育長（再掲） | 大 原 正 行 |
| | 次長 | 庄 司 貞 夫 |
| | 理事 | 高 野 敬 三 |
| | 総務部長 | 松 山 英 幸 |
| | 都立学校教育部長 | 直 原 裕 |
| | 地域教育支援部長 | 谷 島 明 彦 |
| | 指導部長 | 坂 本 和 良 |
| | 人事部長 | 岡 崎 義 隆 |
| | 福利厚生部長 | 前 田 哲 |
| | 教育政策担当部長 | 中 島 毅 |
| | 特別支援教育推進担当部長 | 廣 瀬 丈 久 |
| | 人事企画担当部長 | 白 川 敦 |
| （書 記） | 総務部教育政策課長 | 八 田 和 嗣 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年第18回定例会を開会いたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、東京新聞社ほか2社、合計3社から、個人は、合計8名からの取材・傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員をお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 10月13日開催の前々回第16回定例会の会議録につきましては、先日前配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ、御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第16回定例会会議録につきましては御承認いただきました。

前回10月27日開催の第17回定例会会議録を机上に配布しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第271号議案につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 平成26年度全国高等学校総合体育大会における女子サッカーの開催について

(2) 平成26年度全国高等学校総合体育大会 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案入選作品の決定について

【委員長】 報告事項(1)「平成26年度全国高等学校総合体育大会における女子サッカーの開催について」及び報告事項(2)「平成26年度全国高等学校総合体育大会 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案入選作品の決定について」、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 報告資料(1)に基づき、平成26年度全国高等学校総合体育大会における女子サッカーの開催について御報告します。

平成26年度全国高等学校総合体育大会については、昨年9月に、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県の南関東4都県で開催することについて御了承いただきました。また、10月には、総合開会式のほか6競技を東京都で開催することについても御報告しました。この度、新たに女子サッカーを東京都で開催することとしましたので、御報告します。

これまでの経緯を御説明しますと、平成21年7月に、全国高等学校体育連盟から南関東4都県に、平成26年度の全国高等学校総合体育大会の開催依頼がありました。平成22年10月に、開催承諾書を南関東4都県連署の上で全国高等学校体育連盟へ提出しました。この際、山梨県がサッカーの開催県でしたが、女子を除くとしていました。本年7月に、全国高等学校体育連盟から改めて女子サッカーの開催について東京都準備委員会会長宛てに依頼がありましたので、南関東4都県で検討してきました。10月に東京都の準備委員会及び4都県の準備委員会会長会で協議した結果、女子サッカーを東京で開催するとしたものです。この結果、東京都で開催する競技等は、総合開会式ほか7競技となります。

今後は、平成24年度に実行委員会を立ち上げ、平成26年度の全国高等学校総合体育大会の開催に向けて準備を進めていきます。

次に、報告資料(2)に基づき、平成26年度全国高等学校総合体育大会における大

会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案入選作品を決定したことについて御報告します。

本年6月から9月にかけて、南関東4都県の中学生や高校生を対象に、それぞれ作品募集を行いました。応募総数は4,507点あり、東京都からは662点の応募がありました。これらの応募作品について、4都県それぞれで一次選考を行い、また一次選考を通過したものについて、先月、南関東4都県合同選考委員会を開催して最終選考を行いました。入選作品は、それぞれについて最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作は大会愛称が5点、その他は3点です。

報告資料(2)の2ページを御覧ください。最優秀賞作品の一覧です。大会愛称は「煌めく青春 南関東総体2014」、都立桐ヶ丘高等学校4年次の白石璃生さんの作品、スローガンは「君の汗 輝く一滴 勝利の雫」、千葉県船橋市立湊中学校2年の鈴木諒介さんの作品、シンボルマークは、山梨県立甲府西高等学校3年の柳本薫さんの作品、及び総合ポスター図案は神奈川県立小田原城北工業高等学校3年の池田麻里子さんの作品に最優秀作品が決まりました。

その他の優秀作品、佳作につきましては、3ページに一覧を記載しています。東京都の中で入選作品に入った生徒は全部で8名いまして、最優秀賞が1名、優秀賞が1名、佳作が6名となっています。この8名のうち都立高校生が6名、私立高校生が1名、公立中学校の生徒が1名となっています。

最優秀賞、優秀賞に入選した生徒には、10月31日に4都県の準備委員会の関係者によりまして表彰式を行いました。今後これら最優秀作品を活用し、全国に向けて、平成26年度の本大会の開催に向けたPR等に活用し、開催の機運を高めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの報告に対して、何か御意見、御質問がございますか。

【内館委員】 大会愛称で最優秀賞を受賞した白石璃生さんは、女子生徒ですか、男子生徒ですか。

【指導部長】 女子生徒です。

【内館委員】 4年次ということですね。

【指導部長】 都立桐ヶ丘高等学校は、チャレンジスクールで、単位制の昼夜間定時制の高校です。

【内館委員】 はい、わかりました。

【委員長】 ほかにございませんか。

【瀬古委員】 女子サッカーは、どこで試合を開催するのでしょうか。

【指導部長】 会場については、来年度設立予定の実行委員会で決定していきます。

【瀬古委員】 これは川淵委員に質問するのが早いかもしれませんが、なでしこジャパンの活躍で決まったものですか。

【川淵委員】 だいぶ前から全国高等学校体育連盟に働きかけていて、来年度のインターハイから初めて女子サッカーが採用されます。インターハイでは、今年度までは開催されていませんでした。南関東4都県での全国高等学校総合体育大会が決定した際には、女子サッカーは参加種目に認定されていませんでした。

【瀬古委員】 前倒しして、ということでしょうか。

【川淵委員】 東京は、平成26年度ですから、当然、行われるべしということで追加されたものです。

【瀬古委員】 開催することは決まっていたわけですね。

【川淵委員】 決まっていました。なでしこジャパンの活躍とは関係ありません。しかし、受け入れられやすい状況になったと思います。

【瀬古委員】 わかりました。なでしこジャパンの活躍で急に決まったのかと思いました。

【川淵委員】 それは違います。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 シンボルマークと総合ポスター図案は、今後どのように使っていくのでしょうか。

【指導部長】 シンボルマークは、ポスターやリーフレットなどには必ずこのマークを入れるようになります。ポスター図案は、単独で使用することはありませんが、この図案の中に愛称である「煌めく青春 南関東総体2014」などを全て織りませ、ポ

スターなどにし、インターハイの開催を広く周知していく際に使っていきたいと考えています。

【委員長】 ポスターは何枚くらい印刷しますか。

【指導部長】 全国に配布するので、相当の枚数になると思います。

【内館委員】 審査員はどのような人たちでしょうか。

【指導部長】 中心になっているのは高等学校の先生方です。

【内館委員】 シンボルマークは大変良いですね。

【川淵委員】 バランスよく四つの都県の作品が入ってます。

【内館委員】 女子と男子のバランスが残念ですが、バランスよく入ってます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3・11を忘れない～」について

【委員長】 報告事項(3)「高等学校『保健』補助教材『災害の発生と安全・健康～3・11を忘れない～』について」説明を、同じく指導部長、よろしく願います。

【指導部長】 報告資料(3)を御覧ください。高等学校の「保健」の補助教材として、「災害の発生と安全・健康～3・11を忘れない～」を作成しましたので、それについて御報告します。

まず、趣旨として、東京都においては、東海地震はもとより首都直下地震も予測されており、3月11日の東日本大震災からも多くのことを学び、今後の災害に対する十分な備えをしなければいけない状況です。このため、東京都教育委員会では、生徒の防災意識や安全対応能力、こうしたものをより一層高めるために、科目「保健」に活用できる防災教育のための新たな補助教材を作成・配布し、全都立高等学校で「保健」の授業と関連させた防災教育を実施することとしました。

この補助教材は、今年10月末までに全都立高等学校に配布しました。都立高等学校

第1学年の生徒、都立特別支援学校高等部第1学年の生徒、都立学校教員を含めて6万4,865部配布しました。

毎年、全都立高等学校第1学年の「保健」の授業で、1月から3月にこの補助教材を活用する授業を行うこと、それ以外にも、総合的な学習の時間やホームルームでも適宜活用してもらう内容になっています。都立特別支援学校においては、生徒の実態に応じて各学校で適宜活用してもらうことを考えています。

また、活用方法の周知については、10月25日、28日に補助教材説明会を開催し、保健体育科の教諭を対象に、保健の時間にどのように活用するかについての説明をしました。

内容について御説明します。報告資料(3)の別紙を御覧ください。左下の「高等学校における防災に関する指導内容」を御覧いただきますと、防災に関する教科・科目・内容はそこにあるようなものですが、これらの中で、保健体育の「保健」は全生徒が履修することとなっています。その関係で、「保健」の時間にこの教材を使ってもらうことが、全生徒が防災についての中身を学習する機会になると考えております。特に第1学年の生徒については、「交通安全」と「応急手当」についての学習が、一般的に年明けの1月から3月までに行われますので、その内容に合わせた形での教材を作成しました。

この教材は全部で4章立てにしており、特に第2章と第3章が一般的に「保健」の時間で扱われる「交通安全」、「応急手当」の内容を絡めた形で、今回、防災教育の内容を含めた構成としています。

更に、第1章では「災害について」、第4章では「防災対策」ということで、防災教育全般の内容が学べるように内容を深めています。第2章、第3章につきましては、1月から3月までの間の8時間程度の内容で学習できるように、指導計画も併せて載せてあります。

「災害の発生と安全・健康～3・11を忘れない～」の補助教材本体を御覧ください。開いていただくと、東北地方太平洋沖を震源とした巨大地震が発生した状況などについての写真を載せてあります。

12、13ページを御覧いただくと、第1章「災害について」として、関東大震災と今

回の東日本大震災との比較等についての資料が載せてあります。

第2章は「交通安全と防災」ですが、特に25ページからは、最近、自転車による交通事故が増えていますので、「自転車事故の防止」という内容を入れています。

同じ第2章ですが、32、33ページを御覧いただくと、「震災発生時の交通規制と適切な行動の仕方」ということで、東京都において、大震災の発生時には、どういうところで、どのような交通規制があるのかについて図示されていますので、これについても事前に知っておいたほうが良いということ載せています。

更に第3章では、48、49ページを御覧いただくと、「AED（自動体外除細動器）の使用」ということで、最近、AEDは各所に備え付けてありますが、使えなければ意味がありませんので、AEDの基本的な使い方についての解説を載せてあります。

52、53ページを御覧いただくと、第4章「防災対策」の中身になります。ここでは、「地震発生時の行動と避難訓練・防災訓練」について載せてありますが、冊子全体の中で、例えば53ページの右下に「防災トピック」とあるように、コラムのようなものを載せています。53ページに載っているものは有名な「稲むらの火」という話で、収穫されたばかりの稲に火を放って、海辺に残っていた村民を助けたという有名な逸話がありますが、そのようなものの紹介もあります。

更に、58、59ページには、参考資料として、阪神・淡路大震災の際に、小学校、中学校、高等学校、それぞれ日を追ってどのような状況にあったかということ載せて、東京でもこうした大きな震災が起きたときはこのようなことを想定しておかなければいけないことも考えられるように、資料は準備させていただきました。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【内館委員】 先月、竹花委員と一緒に防災訓練に参加しましたが、体験してみて実感しました。とにかく一度は実際に参加しておかないと、防災訓練をするか、しないかで、生死が分かれるかもわからないということを実体験しました。煙の体験などは、煙が蔓延したテントの中を10メートル歩くだけでも大変怖いのです。ですから、東京都としても、こういう冊子を作成することは大切ですし、これと並行して、一人でも多

くの人が、親も、子も、一度は訓練に参加して体験する方法を具体的に考えた方がいいと思います。

実は、私自身は防災訓練に余り知識がありませんでした。しかし、参加してみて、目からうろこでしたから、これは是非具体的に考えたいと思います。

【瀬古委員】 どこで開かれたものに参加したのですか。

【内館委員】 「東京都教育の日」の事業で、私と竹花委員が参加したのは台東区立根岸小学校でした。

【瀬古委員】 東京消防庁が実施しているような、普段そういう訓練をしているところはないのですか。

【委員長】 地震が体験できる起震車はあちこちを回っていますが、煙を出す訓練は余りないですね。

【川淵委員】 災害で一番怖いのは火災だと思います。建物が倒れるのは、ある程度仕方がないです。仕方がないという言い方はよくありませんけれどね。その後で発生する火災で、関東大震災の際には10万人を超える死者・行方不明者が出ました。今、関東に同規模の地震が発生したら、災害による死者は約6,000人などという大変低い数字ですが、本当にそうなのかと思います。

それはそれとして、学校によって、火災発生の危険性がない学校と、周囲に木造家屋が多くて火災が発生する危険性が高い学校がありますね。そういう学校に対しては全く対応が違ってしかるべきで、火災が発生した際に、その学校はどのような対応をするのかというところまできめ細かく準備しておかないと、いざというときに被害が増えていくと思います。そういうことに関してはいかがですか。

【指導部長】 災害が起きた際のマニュアルづくりの見直しを実施しておりますので、その中で、それぞれの地域の状況に応じて、何が一番危険かということを見ながら対応を考えていると思います。おっしゃるように、密集地で火が出ると、延焼がかなり早く進む地域については、それなりの避難の方法もあると思います。

【川淵委員】 その辺もある程度、どのような対応をしているのかというところを東京都教育委員会として点検する必要があるのではないですか。

この火災の話ではありませんが、ほかのところで、区によっていろいろな対応をし

ていることの詳細を読みました。報告書の記述量が多いからきちんとした対策をとっている、報告書の記述量が少ないからきちんとした対策をとっていない、ということとは必ずしも一致しないと思いますが、区によって意気込みが違うように感じました。地域の人と一緒に学校教育に関わっているのを見ても、区によって本気度が違うと感じることがあるから、とりあえず、学校がそういう対策を立てているのは当然ということにとどめないで、危険地域については点検する必要があるのではないのでしょうか。

【指導部長】　そうですね。たぶん学校だけの問題ではなくて、地域全体の取組に関わることだと思いますので、関連の防災部などとの情報交換をこれから進めていきたいと思います。

【委員長】　東京都は、地震が起きたら、どの地域で被害が大きくなるなどのハザードマップは完全にできていますね。

【指導部長】　はい。

【委員長】　横浜市が最初に作成しましたが、東京都でも作成していますね。

【指導部長】　はい。それは今、今回の東日本大震災の状況を見て修正しているところと聞いています。

【委員長】　11月19日に「東京都教育の日」の事業で防災訓練の視察のため渋谷区の臨川小学校へ行きますが、この種の防災訓練はそれぞれの区市町村の主導で実施しているものですか。

【指導部長】　そうです。都が開催するものもありますが、ほとんどはそれぞれの自治体単位で実施しております。

【委員長】　私が伺うのは1校だけですが、全体でどのくらいの数が実施されていますか。

【指導部長】　全体の数まではわかりませんが、それぞれの自治体で必ず1か所以上は行うと思われれます。

【委員長】　ただ今、川淵委員の御発言がありましたように、その辺の全体像を教育委員会として把握しておいたほうが良いと思います。

【教育長】　学校単位の防災訓練はかなりの頻度で実施しています。

【委員長】　大学でも実施しています。

【指導部長】 避難訓練は必ず行うことになっています。

【委員長】 先ほど川淵委員がおっしゃった死者約6,000人という件ですが、関東大震災の頃と今とでは建物の構造が違うという点を考慮したということがあると思います。私も、予測として6,000人は少ないのではないかという気がします。

私も消防のことに関係していたことがあります。最近、例えば商店街の中で火災が発生してもほとんど類焼しません。消防技術が進んだということもあるし、建造物に使っている材料の違いが非常に大きいようです。ただ、死者約6,000人というのは納得できない数字です。

【竹花委員】 内館委員からお話がありましたが、実際に経験してみないとわからないことがあります。この教材を活用して机上でいろいろ教えることも良いのですが、防災に関連しては、高校生はこれをしなければいけないとか、こういう体験をするという課程は用意されていますか。例えばAEDは、高校生の中に1回は実際に体験させてみなければいけないなど、そういう形になっていますか。

【指導部長】 全員がということではなくて、この教材を用いながらAEDの学習を進めますので、その際にはできるだけ多くの生徒が実際に試してみることにしたいと思います。ただ、生身の人間としてはできませんので、実際に行う際も模型の人形を借りて実施することになると思います。

【竹花委員】 僕の質問は、東京都教育委員会の仕事は、これは高等学校ですから、こういうことをしなさい、ああいうことをしなさいと、資料を作成して説明することが一つの仕事ではありますが、それをしていればよいというものではないと思います。やはり高等学校でこういうことを、履修ばかりではなく、生徒たちに習得してもらいたい。そういうところまできちんと補う必要があると思います。

今のAEDの件でもそうですが、あの機材は全ての高等学校に訓練用のものが配置されているわけでしょう。

【指導部長】 訓練用ではなくて、本物が配置されています。

【竹花委員】 人体実験をしなければいけなくなりますから、本物だと使えないですね。訓練用の機材が各高等学校にないと、AEDは机上の学習でしかなくなりますよ。そういうものをきちんと整備していかないと習得したことになるということ

を言いたい訳です。

東京都教育委員会は、このように補助教材作成します、良いことをたくさん準備します、全学校に流します、こうしろ、ああしろと指導しますが、それはどうなっているのかということはほとんど事後評価されません。これに必要な様々な有効な機材についても準備しなければ、それは一体誰がするのですかということをお願いしたい訳です。

もちろん、こういう良い本を作成することも大事ですが、少なくともこれとこれは実際にきちんと習得して、力を付けさせてくださいということ、そういう配慮で東京都教育委員会は仕事をする必要があるだと思います。せめてAEDくらい訓練機材を準備して、全生徒に一度は体験させることが大事だと思います。そういうことについてはどのように考えていますか。

【指導部長】 実際にどこまで実施できるかという問題があると思いますが、できるだけ御意見に添うような形で検討したいと思います。

【竹花委員】 わかりました。それではどういう検討をしたのか、報告してください。

これはAEDばかりではないと思います。実際に力になるような経験をさせるとともに、ただ教材を出して教えればいいというのではなくて、本当に習得しているかどうかということについて確認する作業も必要だと思います。それは教科も同じですが、よく昔から、履修主義、習得主義と言われますが、教育は教えていけばいいということではなくて、児童・生徒に本当に習得してもらうことが大事ですから、少なくとも高等学校については我々が補助することができるわけですから、これについても考えて欲しいと思います。

【瀬古委員】 関連してですが、AEDは、全学校に配備されているのでしょうか。

【指導部長】 はい。AEDは、ほとんどの公共の施設、駅、また、ビルなどにも配置されています。

【瀬古委員】 一つの学校にどのくらい置いてありますか。

【指導部長】 せいぜい1個だと思います。

【瀬古委員】 1個で何回使えますか。

【指導部長】 充電すれば繰り返し使えます。

【瀬古委員】 1個で何回も使えるわけですね。

【指導部長】 はい。

【瀬古委員】 わかりました。

サッカーの若い選手が亡くなったこともありますし、クラブ活動をしている生徒たちにそういうことが起きても不思議ではないので、特に運動部の顧問の先生方、当然、生徒もそうですが、必ず対応できるようにしておいてほしいと希望します。

【委員長】 竹花委員が御指摘になったことに私も大賛成です。やはり模型の人形を用いて、少なくとも都立学校に関しては、全員に一度は経験させることをしておいたほうがいいと思います。

【川淵委員】 心臓が止まった人がいる現場に遭遇したことがあります。僕も使い方を知っていましたが、やはり焦ってしまいました。そこへ看護師さんが来て、こういう順番で、電圧がどうだから周りからどいてくださいなどと言って、AEDを作動させて、それで生き返りました。あれは、僕一人だったらどうなったかと思いました。やはり一度は経験しておかないと、AEDがあっても助けられないです。

【竹花委員】 消火器もそうです。消火訓練に失敗した内館委員の不始末をさらすわけではありませんが、慌ててしまい、消火器のホースをきちんと持たないでレバーを握ったものだから、消火剤が変な方向にかかってしまったわけです。ですから、一度体験しておくことが大事だと思います。

【川淵委員】 私もそう思います。

【委員長】 消火器は、私も実際に火事の現場で使った経験がありますが、よほど落ち着かないとなかなかうまく使えないものです。ですから、練習体験は絶対に必要ですね。

【竹花委員】 東京消防庁の方々にも来ていただいて訓練を実施している高等学校も結構あるだろうと思いますが、全生徒に経験させることが大事で、誰かが経験すればいいというものではないと思いますので、それは体験用のものが必要かもしれませんが、必要であれば、それはそれでまた対応するというところでお願いしたいと思います。

【委員長】 私は英国で、一度は訓練を、一度は本当の火災の経験をしました。火災報知器のベルの音量が、日本とイギリスでは全然違います。英国では、火災報知器が鳴ったらうるさくて部屋にいられないので、部屋から出ざるを得ません。それに比べて、日本は音が小さいですね。鳴ってるな、という程度です。その辺の考え方が少し違うので、外国の良い例を見て、直す必要があるのではないかと感じました。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——いろいろ御意見が出ましたので、是非、AEDについては、全員が模擬人体を用いて経験できるように持っていくべきだと思います。そのように努力していきましょう。それでは、この件についても、報告として承ったということにさせていただきます。

(4) 平成24年度教育庁所管事業予算見積について

【委員長】 報告事項(4)「平成24年度教育庁所管事業予算見積について」、説明を教育政策担当部長、よろしく願いいたします。

【教育政策担当部長】 平成24年度教育庁所管事業予算見積について、御説明します。報告資料(4)を御覧ください。

11月7日に、東京都の平成24年度予算の要求状況について発表がありました。都税収入が3年連続で前年度実績を下回るという厳しい財政状況の中、一般会計における東京都全体の予算要求額は6兆2,389億円で、対前年度比29億円増ということではほぼ前年度並みの要求額になっています。

こうした厳しい状況の中にあっても、教育庁の平成24年度歳出予算見積額は7,705億9,000万円で、平成23年度当初予算額と比較して約75億円、1.0パーセント増で見込みました。その内訳ですが、約9割を占めている給与関係費については、教職員定数556名増を見込んだことなどを反映して、約142億円、2.1パーセント増となっています。一方、事業費は約67億円、7.1パーセント減となっています。その主な要因ですが、都立学校等の施設整備に要する経費が大幅減となったもので、これは東京都全体の主要施設に関する10か年維持更新計画というものがあり、教育庁関係の施設整備に要する経費は、今年度をピークとして平成24年度以降減少する計画となっていること

によるものです。

なお、施設整備に要する経費を除いた事業費については、約2億4,000万円増と見積もっておりまして、厳しい財政状況の中においても積極的な施策展開を図っていきたいと考えています。

次に、定数見積増減について申し上げます。平成24年度の学校定数の見積ですが、前年度と比較して556名の増を見積もりました。児童・生徒数の増減ですが、小学校は減、その他の校種については増となっており、これに伴う教員を配置していきます。また、校種別の主な内訳として、小学校においては、小学校第1学年、第2学年の35人学級化への対応として582名の増、中学校においては、平成22年度から取り組んでいる中1ギャップ予防解決のための教員加配として76名の増、高等学校においては、特別支援教育体制整備モデル事業の実施に伴う教員3名の増、特別支援学校においては、そのセンター的機能の充実として同様に3名の増をそれぞれ見積もりました。

事務局定数については、前年度と同数の680名を見積もっています。

資料を1枚めくっていただきますと、ここから2枚にわたって、平成24年度に教育庁として取り組んでいきます主要事業について、東京都教育ビジョン（第2次）の3つの視点、12の取組の方向に沿って、現時点での予算見積額のほか、事業内容、規模等について整理したものです。各事業のうち新規に予算要求している事業を中心に、その概要について簡単に御説明します。

視点1「家庭や地域の教育力向上を支援する」についてです。取組の方向「(2) 幼稚園・保育所における教育的機能の向上」のうち、「小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実」です。小学校へ進んだ子供たちが、学習や生活に円滑に適應できるよう、幼稚園・保育所と小学校の連続性を踏まえた就学前教育カリキュラムを昨年度開発しました。これを活用するためのハンドブックを作成し、保育所・幼稚園等に配布するとともに、家庭での活用を促すためのリーフレットについても作成・配布していきます。

視点2「教育の質の向上・教育環境の整備を促進する」についてです。取組の方向「(4) 教員の資質・能力の向上」のうち、「若手教員の育成」です。教員の大量退職に伴う大量採用が続いていることから、採用した教員の資質・能力を早期に向上さ

せることが喫緊の課題となっています。そこで、都教育委員会は、初任者研修を3か年にわたって実施する「若手教員育成研修」に再構築し取り組んでいるところですが、初年度の初任者研修に続き、今年度は2年次研修を実施しております。さらに、来年度は採用3年目の者を対象とした3年次研修を開始し、教員の早期育成を図っていきます。

次に、取組の方向「(5) 特色ある学校づくりの推進」のうち、「都立高校改革の新たな展開」です。新たな都立高校改革につきまして、具体的な施策として、平成24年度から取り組んでいきたいと考えている項目をここに掲げています。順次御説明します。

○印の上から二つ目、「社会的・職業的自立を支える教育支援事業」です。都立高校生の中途退学を未然に防止し、進学や就職等につなげ、いわゆるニート・フリーター化を防ぐために、企業やNPOと連携して、社会や職業を実感できる教育プログラムを開発するとともに、都立高校中途退学者等に、「学ぶこと」や「働くこと」への意欲を喚起し、復学や就職につなげる仕組みを構築していきます。

資料の右側上段、「『学習到達度基準』の策定」です。都立高等学校の設置目的に応じた卒業時の学習到達度基準を策定し、都立高等学校卒業時の学力を保証しようというものです。

次に「理数教育の推進」ですが、新学習指導要領において、高等学校における理科の指導時数、指導項目が大幅に増加しています。一方、理科離れということが言われており、理数教育を充実させて生徒の興味や関心を高めることが課題となっています。そこで、理数フロンティア校を指定し、大学や企業、研究機関と連携した最先端の科学技術教育などの教育実践モデルを実施して理数教育を推進していくものです。

「道徳教育の充実」です。教育ビジョン第2次の重点施策である、規範意識や思いやりの心の育成の一環として、小・中学校における取組も踏まえて、都立高校生のための東京都独自の道徳教材集を開発していきます。

「都立高校生の社会貢献意識の育成」です。都立高等学校の中から災害支援活動推進校を指定し、その学校に都立高校防災隊（仮称）を設置して、自校での防災への取組や災害時支援活動などの体験を通じて、自ら進んで防災活動やボランティア活動に

参加しようとする社会貢献意識を育成していきます。

「都立高校生の規範意識の醸成」です。実社会の入り口に立っている生徒が社会的に自立していくためには、高校生うちに社会の基本的なルールやマナーを身に付けさせる必要があります。各都立高等学校においても生活指導に力を注いでいるところですが、必ずしも十分ではない状況もあります。そこで、生活指導統一基準を設定し、各都立高等学校においてこの統一基準に基づく生活指導を徹底していくというものです。

「『体力気力鍛練道場』の指定」です。今年度から実施しています、全小学校・中学校・高等学校の全学年を対象とした東京都統一体力テストの結果において、東京都全体の平均を下回っている都立高等学校を「体力気力鍛練道場」に指定し、授業中の運動量を増やすなど、保健体育の授業を改善・充実させて生徒の体力向上につなげていくものです。

次に、都立高校生の海外留学や海外の教育機関での学習を支援する新たな事業として、「次世代リーダー育成道場（仮称）」を創設します。都立高校生の海外留学を支援する新たな仕組みづくりを行い、将来、様々な場面でリーダーとして活躍する若者を育成していきます。

「都立高校における組織マネジメントの向上」です。民間調査機関を活用して、全日制普通科高校20校において、その組織マネジメントの状況や教員の学校経営への参画意識に関する調査を実施し、その結果を分析し、経営改善の方策を提言していきます。

以上が都立高校改革に関する新規事業として考えているものです。

なお、各事業については、内容に応じて、この資料の他の項目にも「再掲」と付して記載しています。

次に、取組の方向「（7）特別な支援が必要な子供の教育の充実」のうち、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現」です。小・中学校における特別支援教室の設置に向け、小学校を対象にモデル地区を指定し、効果や課題等の検証に取り組んでいきます。また、都立高校においても、在籍する特別な支援を必要とする生徒に、適切な指導と必要な支援を実施するための体制整備に向けたモデル事業について

も取り組んでいきます。

「外国人児童・生徒への対応」です。外国人児童・生徒の増加傾向の対応策として、既存の都立国際高等学校に加え、今年度から都立飛鳥高等学校についても在京外国人選抜枠を設置したところですが、さらに、平成24年度には都立田柄高等学校にもこの選抜枠を設置していきます。

次に、取組の方向「（８）子供の安全・安心の確保」のうち「放課後子供教室の推進」です。平成24年度は、教室数を1,080か所から1,160か所へ拡大するとともに、地域と連携した学力・体力向上を目指す特色ある教室を設置するなどの取組を進めていきます。

資料を1枚めくっていただき、左手上段から2つ目の■印にある「情報モラル・情報リテラシー教育の推進」です。インターネット等を使用する上での、マナーやルール、また、それから得た様々な情報を正しく選択する力を育成するため、専門知識を有する外部人材を活用して、情報モラル・情報リテラシーに関する出前講座等を実施していきます。

「防災教育の充実」です。今般の東日本大震災を受け、今年度、緊急対策として、副読本「地震と安全」を改訂し、都内の全小学校・中学校・高等学校に配布するなどの取組を行いました。平成24年度は、外部有識者や東京消防庁、警視庁、気象庁職員などの防災関係者を構成員とする学校防災教育推進委員会を新たに設置し、今後の東京都の防災教育のあり方等について検討を進めていきます。

次に、視点3「子供・若者の未来を応援する」についてです。取組の方向「（９）児童・生徒の『確かな学力』の向上」のうち、「公立小・中学校児童・生徒の『確かな学力』の定着と伸長」です。○印の二つ目、小・中学校の理数教育の振興を図るため、科学者や数学者等の有識者を交えた「東京都理数教育振興施策検討委員会」を新たに設置して、今後の理数教育の在り方を検討するとともに、理数教育振興研究協力校として小学校10校、中学校5校を指定し、観察や実験、課題学習など体験的・問題解決型の学習を充実させ、児童・生徒の知的好奇心や探究心を高める方策を検討していきます。

「言語能力向上推進事業」です。新学習指導要領改訂の趣旨である児童・生徒の言

語能力の向上を図るため、今年度から言語能力向上推進校を指定して事業を展開しているところですが、平成24年度は、この指定校を拡大するとともに、新たに都立高校ディベート選手権を実施します。

資料の右側上段、取組の方向「(10) 子供の心と体の健やかな成長」のうち、「体力向上施策の推進」です。これまで体力向上施策については様々取り組んできていますが、平成24年度は、新たに小・中学生が、学年に応じて主体的に体を動かし、かつ、運動習慣の改善に取り組むことができるように、「学年別の体力向上プログラム」を開発・実施していきます。また、「東京都子供の体力向上応援団」として、児童・生徒の体力向上に貢献していただける企業・NPO・団体等を募り、学校と連携して体力向上の取組を進める仕組みづくりを行っていきます。

「道徳教育の充実」です。都立高校生のための都独自の道徳教材の開発のほか、小・中学校においても、小学校低学年版・中学年版・高学年版、中学生版の4分冊に分け、先人の言葉や伝記、エピソードなどをつづった都独自の道徳教材集を作成し、全公立小・中学校へ配布して、規範意識や思いやりの心を育成する道徳教育を充実させていきます。

「校庭芝生化の推進」です。都立学校における校庭芝生化を着実に進めるとともに、平成24年度は、新たに小・中学校においてモデル事業を実施して、芝生の維持管理に伴う学校の負担を軽減するための方策を検討し、校庭芝生化の一層の推進につなげていきたいと考えています。

次に、取組の方向「(11) 子供の社会的自立を支援する取組の推進」のうち、「医療等と連携した発達障害児への教育支援モデルの研究」です。教育・医療・福祉等の各関係機関の協働により、子供の発達障害を早期に発見し、その後の継続的な支援につなげていくための支援システムを研究・開発して、発達障害に起因する学校不適応等の未然防止を図っていくというものです。

以上、新規事業を中心に御説明しました。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

予算関係の今後のスケジュールはどうなっていますか。

【教育政策担当部長】 財政当局との調整が既に始まっております。事務方での調整は年内、年明けに予算に関しての知事査定があり、例年、1月の中・下旬に予算原案の発表ということで手続きが進んでいくものと考えています。

【委員長】 ありがとうございます。

御意見、ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、この件についても報告として承ったことにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

11月24日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 知事との懇談

11月11日(金) 午後

都庁内会議室

【委員長】 それでは、教育政策課長、今後の日程について、よろしくお願ひします。

【教育政策課長】 今後の日程について御案内申し上げます。教育委員会定例会ですが次回は、11月24日木曜日、時間は午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

また、明日11月11日午後、知事との懇談が予定されています。

以上です。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

それでは、非公開の審議に入らせていただきます。

(午前10時54分)